

輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開条例

平成 18 年 4 月 18 日条例第 13 号
改正 平成 28 年 1 月 1 日条例第 3 号

目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 行政情報の開示
- 第 3 章 審査請求
- 第 4 章 情報提供施策の推進
- 第 5 章 補 則
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、行政情報の開示を求める権利を明らかにするとともに、輪島市穴水町環境衛生施設組合（以下「組合」という。）の保有する情報の開示に関し必要な事項を定めることにより、組合の共同処理する事務に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「実施機関」とは、組合長、議会及び監査委員をいう。

2 この条例において「行政情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除く。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例の目的にのっとり、行政情報の開示を請求する住民の権利を十分に尊重するとともに、行政情報の開示に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第 2 章 行政情報の開示

(開示請求権)

第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対し、行政情報（第 5 号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）の開示を請求することができ

る。

- (1) 本圏域の区域内（以下「圏域内」という。）に住所を有する者
- (2) 圏域内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 圏域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 圏域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定により行政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
- (3) 前条第5号に掲げるものにあっては、実施機関が行う事務所又は事業との利害関係の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるものの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1

項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 組合の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に圏域住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 組合の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないとに対する当該個人又は法人等の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められたときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政情報の前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利害が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報（第7条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めたときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を管理していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日から60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政情報

については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる、この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政情報について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第13条 実施機関は、開示請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者の保護に関する手続き）

第14条 開示請求に係る行政情報に組合、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

（1）第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意見を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間において少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければ

ならない。

(行政情報の開示の実施方法)

第 15 条 行政情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政情報の開示にあっては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第 16 条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政情報が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の機関が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第 17 条 行政情報（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 行政情報（電磁的記録に限る。）の開示を受けるものは、当該開示の実施及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(行政情報の任意開示)

第 18 条 実施機関は、第 5 条の規定により行政情報の開示を請求することができるものの意外のものから行政情報の開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による行政情報の開示について準用する。

第 3 章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 19 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第 20 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、輪島市穴水町環境衛生施設組合情報公開制度及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとする場合（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されている場合

を除く。)

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 諒問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の気一定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の開示を求めることがない。

- 2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る行政情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第 24 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第 25 条 審査会は、第 21 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害する恐れがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第 26 条 審査会は、第 19 条第 1 項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(提出資料の閲覧)

第 27 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めるることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 28 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 29 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 4 章 情報提供施策の推進

(情報の提供等)

第 30 条 組合は、その管理する情報の開示の総合的な推進を図るため、組合の管理する

情報が適時に、かつ、適切な方法で圏域住民に明らかにされるよう、組合の管理する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 組合は、広域行政に関する情報の効果的な提供を行うため、圏域住民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

第5章 梯 則

(行政情報の管理)

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政情報の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(行政情報の検索資料の作成)

第32条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第33条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 組合長は、情報公開制度の基本的事項その他重要な事項の改善をしようとするときは、審査会に諮問しなければならない。

(実施状況の公表)

第34条 組合長は、毎年度、各実施機関における行政情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(摘要除外)

第35条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に決める。

附 則

(実施期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、次に掲げる行政情報について適用する。

（1）この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した行政情報

（2）この条例の施行の日前に作成し、又は取得した行政情報で保存期間が10年以上に定められているもののうち整理を終了したもの

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。